大阪府監査委員告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、 同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年10月7日

大阪府監査委員磯部洋同赤木明夫同和田秋夫同中川隆弘

1 委員意見に対する措置

(補助金について)

監査対象機関名	財団法人大阪府育英会	
監査実施年月日	平成23年12月5日から平成24年1月20日まで	
	監査の結果	措置の状況
学金等の貸与事業は、 貸付金の償還金が原資の補助金及び貸付金の信還金が原資の補助金及び貸付金の付金の付金を付金を付金を付金を付金を付金を付金を付金をでいるが、所はこれまで、 下で、所はこれまで、 ででででででででででででででででででででである。 のが、所民への説明責任のはできるが、所民への説明責任のではできません。	会(以下「法人」という。)が実施する奨	(措置した所属:大阪府府民文化部私学・大学課) (補助金について) 平成25年1月15日付け、措置報告済み (補助金交付要綱の制定について) 公益財団法人大阪府育英会に対する補助金交付の要件を明確にする ため、「公益財団法人大阪府育英会運営補助金交付要綱」及び「公益財 団法人大阪府育英会運営補助金交付事務取扱要領」を策定し、平成25年 3月29日付けで施行しました。

は、過去補助金を原資に奨学金等の貸与事業を実施してきた経緯を踏まえたものとも考えられるが、このまま補助金を受け取り続けると、法人が奨学事業をさらに効率的かつ効果的に実施していくというインセンティブが働きにくい状況のままとなる。

しかも、昭和53年度からは府からの借入金に変更されている。 奨学金等の貸付金を減免するとその分奨学金が減ることから、貸付原資を確保するため、又は、銀行からの借入金を返済するために、府が補助するということと思料されるが、減免した分だけ府に債権放棄してもらう方法や実際に貸付原資が不足するような状況になった場合にその分を府から新たに借り入れる方法も考えられる。

また、金融機関からの融資に係る支払利息についても府に負担 してもらうにしても、負担の考え方や負担割合について明確にす べきものである。

平成24年2月10日に施行された大阪府財政運営基本条例第13条第3項に「府は、補助金の交付その他の財政的援助を行う場合にあっては、当該財政的援助の目的を効果的かつ効率的に実現することができるよう、事業主体の自主的な努力を促す制度とするとともに、当該財政的援助として必要な金額を精査しなければならない。」と定められている。奨学金等の貸与事業は、府と法人が一体となって実施していく事業であるが、補助金を交付される法人においては本条例の趣旨を十分に認識し、事業を実施していく必要がある。法人として実施する奨学金等の貸与事業に対するこれらの補助金の効果を明確に府民に説明できるように、これまで府から交付を受けてきた経費の内容について大阪府と十分に協議し、補助のあり方について検討されたい。

(なお、当該事案は府民文化部私学・大学課に対する意見ともする。)

(法人経営について)

監査対象機関名	財団法人大阪府男女共同参画推進財団	
監査実施年月日	平成24年1月12日から平成24年2月3日まで	
野木の外田		世界の仏辺

監査の結果

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、大阪府財政再建プログラムに基づき平成22年度に自立化したものの、財政基盤安定のためには、府からの受託事業及び大阪府立男女共同参画・青少年センターの指定管理者業務を今後も継続して実施するとともに、府以外の公的機関や民間企業等からの新規事業の獲得、寄附金の獲得など財源を確保することが重要となっている。

しかしながら、具体的な経営数値目標が明確でないので、これらを折り込んだ中長期経営計画を早急に策定し、正味財産を取り崩すのではなく、新たな財源を確保して法人運営を継続していけるよう、着実に対処されたい。

事業別の収支管理については適切に行われていないので、人件 費や消費税などについて、事業に関わる費用と法人管理に関する 費用を適切に区分経理し、さらに事業別の収支管理を徹底された い。

(なお、この意見は、府民文化部男女参画・府民協働課に係る意 見ともする。) 措置の状況

(措置した機関:一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団)

財源確保のため、今後も府からの受託事業及び指定管理事業を継続して受託できるよう財団としての専門性をより磨くとともに、財団の特性を活かした新規事業を展開して、安定的な財源を確保できるよう努めます。

さらに、経営的数値目標を盛り込んだ中長期経営計画については、理事会にて議論した上で、評議員会にて承認を得て、平成24年6月に「中期経営プラン」を策定しました。

また、事業別の収支管理については、平成24年度より平成20年度会計 基準を適用して管理することができるように、財団で使用している会計 ソフトを変更するなどし、各事業の収支管理を徹底しました。なお、平 成23年度から法人管理に係る消費税は財団運営費として計上し、事業所 税は共同体からの預り金として処理しています。

(措置した所属:大阪府府民文化部男女参画・府民協働課)

財団法人大阪府男女共同参画推進財団については、財源確保のため、現行の受託事業の継続受託を目指していただくとともに、財団の特性を活かした新規事業の展開を検討することとなっています。

経営数値目標を盛り込んだ経営計画については、財団理事会にて議論がなされ、評議員会の承認を得て、平成24年6月に「中期経営プラン」が策定されました。

また、事業別の収支管理については、平成24年度の会計処理から平成20年度会計基準を適用することとなり、各事業の収支管理の徹底が図られることとなりました。なお、平成23年度から法人管理に係る消費税は財団運営費として計上し、事業所税は共同体からの預り金として処理しているところです。

(貸付金について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	
監査実施年月日	平成22年11月11日から平成22年12月3日まで	

監査の結果

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施する大阪府からの財政的援助による貸付事業のうち、かけこみ緊急資金に係る貸付金の回収可能性は極めて低いと見込まれるものが大半であり、その金額も多額である。

社会福祉法人会計基準上、徴収不能引当金を計上する必要があるが、貸付原資を融資している大阪府の借入金の返還方針が明らかではないとの理由により、引当金の計上方針が定まらず、引当金の計上が見送られている。貸付原資である大阪府からの借入金の返還に係る処理を具体化するために、債権の回収可能性を見極め、大阪府と協議の上、回収不能額の確定を行う必要がある。

また、小口生活資金貸付金については、当該貸付金に係る会計処理及び事務手続等について検討するとともに、今後の事業手法についても抜本的な見直しを検討されたい。

措置の状況

(かけこみ緊急資金の債権整理について)

大阪府かけこみ緊急資金の債権整理については、平成22年度末に府との間で締結した覚書で定める償還免除基準に基づき、全債権の調査及び回収不能債権額の確定作業償を平成24年6月末まで実施し、府からの貸付金22億7,377万円のうち貸付を受けた借受人が生活困窮又は行方不明若しくは消滅時効を援用した等の理由で社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「法人」という。)が償還不能と判断した債権及び債権額が少額で取立てに要する費用に満たない借受人に対する債権に相当する額である19億3,814万984円を回収不能債権と確定しました。

平成24年9月定例府議会において法人に対する回収不能債権の債権 放棄が議決されるとともに、「大阪府かけこみ緊急資金貸付契約」に基 づき、平成24年12月14日に府との間で締結した協議書において、府が法 人に対して回収不能債権の返還を免除することが確定しました。

今後は、平成24年12月18日に府へ提出した返還計画に基づいて返還します。

(社会福祉法人としての要件について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府総合福祉協会	
監査実施年月日	平成23年11月1日から同年12月2日まで	
	監査の結果	措置の状況
社会福祉法人大阪府総合福祉協会は、社会福祉事業の割合や基		社会福祉事業の比率については、「障がい者就労支援事業」のうち、
本財産の額について、形式的には社会福祉法人の認可要件を満た		相談部門に関わる事業を社会福祉事業として位置付けることが大阪府
していないが、大阪府福祉部により暫定的に社会福祉法人として		より認められたこと等により、2011年度決算での27%から、2012年度に
の継続を認められている。今後、本来の社会福祉法人としての要し		おいては66%の決算見込みとなっています。

件を満たすよう、計画的に改善されたい。

(自動販売機の設置に係る貸付料について)

(自動販売機の設直に係る賃付料について)		
監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構	
監査実施年月日	平成22年12月13日から平成23年1月21日	まで
	監査の結果	措置の状況
母子保健総合医療センタ	レター、呼吸器・アレルギー医療センター、ターの飲料等の自動販売機の設置に係る貸 の増収余地があると認められるものがあっ 公募の実施を検討されたい。	急性期・総合医療センターについては、従来の事業者との契約を平成24年9月末にて終了し、公募型プロポーザルにより、新事業者を決定しました。平成24年10月から同事業者が自動販売機の設置、運営管理を行っています。 呼吸器・アレルギーセンター及び母子保健総合医療センターにおける(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会への飲料等の自動販売機の設置に係る貸付については、大阪府福祉部と調整したところ、平成25年3月施行の「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」の制定により、地方独立行政法人法においても、母子福祉団体への受託機会の努力義務が課せられたことに伴い、引き続き協力要請がありました。つきましては、病院機構としても、母子家庭の母等に就業できる機会を提供し、母子寡婦の自立支援等事業促進に寄与するため、引き続き随意契約としますが、貸付料については、平成25年度の収益状況をみて

(未収金について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構	
監査実施年月日	平成24年12月10日から平成25年1月18日まで	
監査の結果		措置の状況
地方独立行政法人大阪府立病院機構(以下「法人」という。)の		(患者に対する追加徴収や還付について)
未収金に関して、以下の改善すべき事項があったので、速やかに		患者に対する追加徴収や還付については、地方独立行政法人大阪府立
調査を行い、必要な措置を講じられたい。		病院機講として、「平成25年度から金額にかかわらず全て行う」ことと
1 未収金の回収率については、これまで現年度と過年度分を区		する統一的な方針を決定しました。

適切に対応します。

別して把握していなかった。また、未収金の回収率の目標も設定されておらず、PDCAサイクルが確立されていない。したがって、病院ごとに現年度、過年度別の回収率の目標を設定して実績と比較することにより、回収率向上に対する取組を行われたい。

- また、各センターに対しこの統一的な方針を文書で通知し、周知徹底 を図りました。
- 2 患者に対する追加徴収や還付について、法人全体に明確な方 針が策定されておらず、病院ごとに独自の運用を行っているの で、統一的な方針を策定されたい。
- 3 請求保留のレセプトについては、金額が多くなっている病院 もあり、継続的な対応が必要であるので留意されたい。また、 請求保留のレセプトについては収益計上を行っていないが、診 療行為は既に行われていることから、収益計上をされたい。

(仕組債について)

監査対象機関名	公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団
	Death and Death

監査実施年月日 平成24年1月24日から同月25日まで

監査の結果

公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団(以下「法人」という。)は、設立以来の事業である人材育成事業、研究助成事業、普及啓発事業及び管理運営に係る費用を、すべて自主財源である資産運用収入及び寄付金で賄っており、新たに位置づけた実用化支援事業の大部分を国及び府の事業補助金で賄っている。このため、資産の保全や収入の確保は、法人運営上の重要な課題である。平成22年度末現在の法人の基本財産の6.2パーセント(190百万円)、特定資産の77.0パーセント(701百万円)及びその他の固定資産の57.1パーセント(154百万円)が仕組債の運用となっている。基本財産に含まれる仕組債は、満期まで保有すれば額面で償還される円建て債券である。しかし、仕組債は満期までの期間は長期であり、国債や地方債のように流通性が高い商品ではないため、

措置の状況

(1) 金融商品購入に当たっての判断過程の文書化

監査時(平成24年1月)において当法人が保有する仕組債は4種類あり、全て満期保有目的の債券です。それぞれのリスクについて再度検証し、その結果を取りまとめました。

仕組債の購入に当たっては、資産運用会議での検討を踏まえ理事長 決裁を経た上で購入していること、更に、購入時のみならず、常時、 理事長以下5名で管理運用に当たり、事業経営の一環として情報収 集、分析に当たっていますが、資産運用規程において議事録作成の規 定を設け、資産運用会議での議事内容を記録することとしました。

(2) リスク管理方針の明文化

当法人では、資産運用規程を踏まえた厳格な運用を行ってきており、極めて良好な運用実績を収めているところですが、新たに流動性

債権の発行者(以下「発行体」という。) の信用リスクに晒されている。

また、特定資産及びその他の固定資産に含まれる仕組債は市場リスクにより時価の大幅な下落の可能性があり、また、仕組債の一部の銘柄では、発行体に不利な為替相場になると発行体には100%円貨償還の選択があるため、実質的に当該仕組債の保有者側が為替相場の変動により満期償還時に元本部分に毀損が発生する場合のみ当該損失を負担する契約となっている。

さらに、これらの仕組債は為替相場の変動等によっては満期償還時に元本毀損のおそれがあること、市場リスクや発行体の信用リスクにより時価の大幅な下落の可能性があるが、法人はこれらのリスクを回避する対応は行っていない。

よって、法人の今後の金融資産の運用について以下の点について検討されたい。

(1) 金融商品購入に当たっての判断過程の文書化

仕組債の購入にあたって、資産運用会議で検討された上で理事長の決裁が行われているが、資産運用会議での検討内容についての記録が残されていない。多額の投資にもかかわらず、どのような意思決定がなされたかを知ることができない。具体的には基本財産に含まれる仕組債は、現状一定の運用収入を得ているものの、法人の資産運用規程に定めている運用対象としての適格性や「元本回収が確実であり、かつ固定資産としての常識的な運用益が得られ、利用価値を生ずる方法で運用を行う。」との条件に合致しているかは資産運用会議での検討内容が文書化されていないため、その内容が確認できず疑問の残るところである。

また、運用財産についても現状一定の運用収入を得ているものの、「元本回収の確実性が高く、かつなるべく高い運用益が得られる方法で運用を行うものとする。」との条件については、当初の払込元本額以下で償還される可能性がある仕組債を購入

の低い仕組債購入について制限を設けるなどの規定改正を行いました。

(3) 定期的な運用状況の把握

当法人では、仕組債購入後においても、常時、事業経営の一環として情報収集、分析に当たっているところであり、理事会及び評議員会においても運用状況等の報告を行ってきたところですが、資産運用規程の中に理事長が資産運用状況について理事会及び評議員会に報告することを明記しました。

(4) 会計基準への準拠について

当法人では、公益法人会計基準に基づき適切に会計処理を行っていると考えています。監査委員意見では、金融商品会計基準等が、当法人のような会計監査人を設置する義務がなく、任意設置もしていない小規模公益財団法人についても強制適用されることを前提とされていると思われます。

しかし、これらの会計基準等は企業会計上の基準であり、内閣府公益認定等委員会によって新たに定められた公益法人会計基準等並びにその運用指針には、いわゆる仕組債の会計処理や開示に関する規定はない上、金融商品会計基準等の適用を義務付ける規定もないと思われます。(ちなみに、公益法人会計基準でさえ、少なくとも法令上その適用が公益財団法人に強制されるものではありません。)

したがって、「公益法人会計基準」という独自の基準があるにもかかわらず、かつ、公益法人の規模の大小を問わずに、企業会計の諸基準、しかも上場会社を適用対象とするような高度な会計基準を適用するのが、公益法人の義務であるという考え方には疑義があります。(実際、同じ会社であっても、中小企業の場合には、どのような会計処理方法を採用すべきかについては、相当広範な選択肢が認められていると解するのが、会社法学者の共通の理解だとされています。)そこで、当法人を所管している行政庁(大阪府)をはじめ、公認会計士協会、公益財団法人公益法人協会等にこの点に関する見解を求めましたが、明確な統一的見解を得ることはできませんでした。したがいまして、

しており、それらの購入時に払込元本の回収可能性や運用期間が長期にわたること、市場流通性が乏しいことなどのリスクの評価をどのようにされたのかは確認できない。

法人が保有する仕組債のような長期保有の債券については、 資産運用規程で定めている運用資産としての適格性や発行体の 信用低下による元本償還の可能性、また、為替の影響による満 期償還日における元本の毀損のリスクなどをどのように評価し たのか文書化する必要がある。よって、仕組債にかかるリスク について再度検証し、その結果を記録として残すべきである。 また、今後は説明責任を果たすべく資産運用会議での議事内

容について記録されたい。 (2) リスク管理方針の明文化

法人の平成22年度末現在の基本財産、特定資産及びその他の 固定資産のそれぞれに含まれる仕組債残高の割合は、6.2パーセント、77.0パーセント及び57.1パーセントとなっている。これらの仕組債はすべて平成20年に購入したものである。

法人には、安全確実な運用資産と流通市場が確立されていない仕組債のような運用資産のポートフォリオに関するルールがないため、今後、「資産運用規程」における運用の基本方針及び運用対象を見直し、流動性の低い仕組債の運用について制限を設けるなど、基本財産及び運用財産が適切に運用されるよう規程上明文化することが必要である。

(3) 定期的な運用状況の把握

仕組債の元本に関して、為替リスクや海外の発行体の信用リスクに晒されているが、取得後の管理方針の明文化がされていないため、取得後の評価額のモニタリングや格付等の国外の仕組債の発行体に関する情報を定期的に入手する等の仕組債残高のリスク管理を確立するように管理規程の検討が必要である。

また、仕組債の中には平成22年度末現在の取引金融機関による時価評価額が帳簿価額より低くなり相当な乖離が見受けられ

会計基準の適用については、今後の専門機関の見解の推移を踏まえて適切に対処します。

なお、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益については、平成24年度決算に係る財務諸表に対する注記において、委員意見を踏まえた表示内容に改めました。

るが、法人は一部の仕組債の銘柄に関して評価益を計上している等、会計基準等を適切に適用していない状況であることから、 今後、仕組債に関して時価評価に関する状況を調査し、その結果を評議員会及び理事会に報告するようにすべきである。

その上で、大阪府においては、法人に対し財政的及び人的に 関わっていることから今後も法人において資産の運用・管理が 適正に行えるよう、さらに指導力を発揮されたい。

(4) 会計基準等の準拠

仕組債の会計処理については、金融商品に関する会計基準等に準拠し、適切な処理が必要である。また、公益法人会計基準の運用指針に記載されているように、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の注記の開示を適切に行う必要がある。

(なお、この委員意見のうち (3) については大阪府商工労働部バイオ振興課に対する意見ともする)

(財団法人大阪府産業整備基盤協会の解散について)

監査対象機関名
財団法人大阪府産業基盤整備協会

監査実施年月日 平成24年2月16日

監査の結果

財団法人大阪府産業基盤整備協会(以下「法人」という。)は 大阪府より年度当初に借入れを行い、年度末に全額返済するとい う単年度借入れを毎年継続することによって事業を実施してきた が、この単年度貸付けを解消するという方針が大阪府により決定 されたことを受けて、大阪府からの借入金を法人所有の資産によ り代物弁済を行い、その上で平成25年3月末をもって解散するこ とが決定されている。

具体的には平成24年度末に想定されている借入金残高約125億円について、その担保として設定されている産業団地(テクノス

措置の状況

(1) 法人解散年度の処理について

平成24年9月府議会で府貸付金を協会所有の賃貸事業用土地で代物弁済させるための土地取得議案他関連3議案の議決がされました。これを受け、協会の土地賃貸事業は、平成25年3月29日付けで大阪府が事業承継することになりました。このために3月に必要な事業用定期借地権設定契約を賃貸企業と協会、大阪府の三者で締結しました。

(2) 大阪府商工会館について 当該施設の無償譲渡契約に従って、平成25年5月1日付けで大阪府 テージ和泉及び津田サイエンスヒルズ)等について鑑定評価し、 それらを代物弁済として相殺するものである。これら資産の評価 額が借入金の額を下回る場合はその差額は大阪府が債権放棄する と想定される。

法人の解散に当たっては、次のような点について課題があるため、大阪府と協議し慎重に対応されたい。

(1) 法人解散年度の処理について

大阪府においては、法人解散年度である平成24年度の法人への単年度貸付金について資金での償還が見込めないことから、 代物弁済により法人との債権債務関係を一旦処理し、以降、事業継承した大阪府が、その土地賃料収入や土地売却収入で貸付金全額回収することとしている。

併せて当該年度においては歳入欠陥が生じることとなるため、一般財源又は第三セクター等改革推進債(以下「三セク債」という。)により補填することについて平成23年8月31日開催の戦略本部会議で決定されている。

これは実態として、一般財源あるいは三セク債を財源として 新たな財産を取得することに等しいものである。法人解散後は 産業団地の運営を大阪府が実施していくことになるため、産業 団地入居者への対応や賃料の収入事務、それに付随する債権管 理などのリスクに対応できるよう大阪府において体制整備が必 要である。

このことについて、今後、十分に議会で議論を行うべきであるとともに、府民に対する説明責任を果たされたい。

(2) 大阪府商工会館について

大阪府商工会館の土地及び建物は、平成16年2月25日に法人が大阪府から無償譲渡を受けたものである。当該物件については、無償譲渡契約書上、事業の目的が終了した時には、この契約を解除し、譲渡物件を大阪府に返還することが定められている。

に返還しました。

- (3) その他法人解散に当たって検討が必要な事項
 - ア 流動資産に計上されている土地については、隣接地権者等への売 却、地元市への寄附により全て処分しました。
 - イ 未収金に関しては、一部は第三者機関(総合紛争解決センター) を活用し法人解散までに一定額を回収した上で、残額は不納欠損処 理をしました。また、一部については同機関を活用し清算中に処理 を行うこととしています。
 - ウ 平成23年度財務諸表に注記として「当協会は、第144回理事会に おいて、寄附行為に存続期間を定め、平成25年3月31日をもって解 散することが決定している。」と明記しました。

(措置した機関: 商工労働部 成長産業振興室特区・立地推進課(旧企業誘致推進課))

(1) 法人解散年度の処理について

平成23年8月及び平成24年7月の大阪府戦略本部会議で法人解散にかかる処理スキームを公開議論し、府の方針を決定しました。

また、平成24年9月議会では、同本部会議で決定した処理スキームを議会に説明するとともに、府貸付金の回収等に必要な土地取得議案 他関連3議案を審議いただき議決を得ました。

さらに、賃貸企業38社に対しても、この処理スキームに関する説明 会を開催し了解を得ました。

これを受け、協会の土地賃貸事業は、平成25年3月29日付けで、府、協会、賃貸企業の三者間で事業用定期借地権設定の変更契約を締結 (公正証書作成)し、大阪府がこれを承継しました。

法人解散後は、商工労働部で土地賃貸事業を適切に執行していくとともに、地元市等とも協力しながら賃貸企業の事業活動をサポートしていきます。

(2) 大阪府商工会館について

平成24年9月議会で法人債務の処理方針や大阪府商工会館は代物 弁済資産に加えないことなど説明し、上記(1)の関連議案の議決を受

一方、法人は大阪府からの単年度借入れに係る金銭消費貸借 契約において、大阪府商工会館の土地建物に根抵当権が設定さ れている。

これらの土地・建物を、無償譲渡契約に従って大阪府に返還するか、借入金に対する代物弁済の対象とするかを今後検討することとしているが、大阪府が法人の経営基盤強化のため当該土地建物を無償譲渡した経過を踏まえた上で、議論するとともに、その処理について説明責任を果たされたい。

- (3) その他法人解散にあたって検討が必要な事項
 - ア 流動資産に計上されている土地7千円については今後の 活用が困難と思われるため、解散までの間、近隣地方公共 団体への譲渡などの処分について積極的に進められたい。
 - イ 未収賃料等として回収中のものが平成22年度末現在12百万 円あるが、法人解散までにできる限り全額を回収するなど処 理を進められたい。
- ウ 法人は、平成24年度末をもって解散することが決定していることについては、公益法人会計基準上、継続事業の前提に関して疑義が生じた場合、財務諸表上、注記する必要があるため、平成23年度の財務諸表の注記事項「継続事業の前提に関する事項」として、法人が解散する旨の記載が必要である。(なお、この意見のうち(1)、(2)については大阪府商工労働部企

けました。

これを受け、当該施設及び土地は、無償譲渡契約に基づき平成25年5月1日で大阪府に返還させるとともに、同日付で根抵当権も抹消しました。

(会計処理の適正化について)

業誘致推進課に対する意見ともする。)

監査対象機関名	共同事業体エル・プラン	
監査実施年月日	平成24年12月10日	
監査の結果		措置の状況

大阪府立労働センター(以下「労働センター」という。)の指定管理者である共同事業体エル・プラン(以下「エル・プラン」という。)の構成員である財団法人大阪労働協会において、会計処理が適切に行われていない以下の事案があった。

- 1 労働センターの利用者からの銀行振込による入金額と施設予約システム上の収入金額との差額である仮受金について、詳細調査が適時に行われず、平成23年度決算において一部を雑収益に振り替えていた。過去の差額の発生原因について再調査し必要な改善を図るとともに、今後は各年度の決算において内容を調査し、適切な科目で処理する必要がある。
- 2 指定管理業務を対象とする会計単位において、他の会計で負担すべき事業費を立て替えており、当該立替金についてエル・プランの運営委員会での承認はなく、年度ごとの精算処理が行われていなかったため、適時に実施する必要がある。
- 3 指定管理業務を対象とする会計単位にて未収計上した他会計 への費用振替額について、年度ごとの精算処理が行われていな かったため、適時に実施する必要がある。

(仮受金について)

1 仮受金の発生原因の調査方法について

仮受金の発生原因を調査するに当たって、大阪府へ提出する月次利用料金収入報告書(以下「府報告書」という。)の1年間の集計金額を利用料金収入の決算額としていたことから、平成20年度から平成22年度までの3年間の「府報告書」と「施設予約システム」(利用者情報や利用料金等が集積されている基本データ)の集計金額を再度比較して誤差や誤りが生じていなかったかを約2か月にわたり詳細な調査を実施しました。

2 仮受金の発生原因の調査結果について

「府報告書」作成時における「施設予約システム」から抽出したデータを集計用紙に貼付け作業をする際の貼付けミスや当協会が使用した利用料金のカウントミスによって「施設予約システム」の正しい集計金額と「府報告書」集計金額との間に平成20年度から平成22年度までの3年間に合計4,320,120円の誤差が生じ、「府報告書」の集計金額が「施設予約システム」の集計金額より少なくなっていたことが判明しました。

この3年間の累積した誤差について詳細な調査を実施することなく、平成22年度に仮受金に振替処理をしたため仮受金が膨らんだ原因となりました。

また、平成23年度決算においては、この仮受金を整理するため利用料金収入と判断して雑収益として経理処理していました。

- 3 差額の発生原因の解消方策について
- (1)「府報告書」作成時の貼付け作業の人為的なミスを防止するために、システム作成業者に依頼し、「施設予約システム」を施設毎の合計金額まで集計する新しい集計機能に改良しました。
- (2) 「府報告書」作成時における協会主催事業の利用施設のカウントミスを防止するため、利用確定後速やかに本申込みにすることを全職員に周知するために文書を供覧しました。
- (3) 年度末に1年間の集計金額について再集計作業を行い府報告書と

の照合を実施することにしました。

(4) 仮受金の適正処理について

平成24年度決算においては、「施設予約システム」の改良、全職員への防止対策の徹底を図ったことに加え、公認会計士に依頼し平成24年度から導入した会計システムを活用するとともに顧問公認会計士の指導のもと適正な経理処理を行ったため、同決算における仮受金残高については振込金額の相違により生じる通常の金額の水準(467,372円)に減少しています。

(立替金の適正処理について)

平成25年3月7日開催の平成24年度第1回エル・プラン運営委員会において、平成25年度より立替金の必要が生じた場合の取決めとして、3,000万円を上限額として実行後は速やかにエル・プラン運営委員会に報告することを決定しました。

今後は、公認会計士に依頼し平成24年度から導入した会計システムを活用し、公認会計士の指導のもとに年度ごとの精算処理を適時に実施します。

(未収金の適正処理について)

未収金についても、立替金と同様に、公認会計士に依頼し平成24年度 から導入した会計システムを活用し、公認会計士の指導のもとに年度ご との精算処理を適時に実施します。

(農地保有合理化事業について)

監査対象機関名	一般財団法人大阪府みどり公社	
監査実施年月日	平成15年10月28日から平成16年1月16日まで	
監査の結果		措置の状況
農地保有合理化事業は、農地の集積により安定的な農業経営体 の育成等を図るため積極的に実施されてきたが、保有農地の売渡 しが進まず、売却損や含み損が発生している。今後は、損失を拡 大させないよう、購入者の募集方法に検討を加えるなど、早期処		(長期保有農地の早期処分について) 大阪府との十分な協議を経て策定した処理スキームにより売却を進めるとともに、国の売却差損助成制度を活用し売却処分を行いました。 土地の評価基準について、低価法とし、個別法により評価を行うこと

分に努められたい。

で含み損が発生しない会計処理としました。

平成25年3月現在、未売却農地として5筆12,293m2、簿価113百万円の棚卸土地を保有していますが、全ての保有農地について、農業経営基盤強化促進法に基づき、賃借の利用権を設定し、このうち3筆は予約契約(平成23年2月契約、平成28年度3月に売却予定が2筆、平成25年2月契約、平成27年2月に売却予定が1筆)を締結しました。

残る2筆については、平成24年8月から3年間の賃貸借契約を締結しました。

今後、売却損や含み損が生じることのないよう、厳格に農地の集積、 売買に取り組み、農地保有合理化法人として、適正な農地の中間保有機 能の活用に努めます。

(収支構造及び中期経営計画について)

監査対象機関名	一般財団法人大阪府みどり公社
監査実施年月日	平成24年11月19日から平成25年1月11日まで

監査の結果

(一般財団法人みどり公社)

一般財団法人大阪府みどり公社(以下「公社」という。)は、公益 法人制度改革に当たり、平成24年4月から、一般財団法人に移行 したことから、従来から実施している事業の採算性の向上に加え、 新規事業の獲得、収益事業の拡充、強化により財源を確保するこ とが重要となっている。

これについて、公社は中期経営計画を策定しているものの、毎年度事業収支赤字が40百万円から60百万円発生すると見込まれており、平成23年度末の正味財産を約20年間で費消することとなっているが、事業の継続性や自主財源の確保等について多くの課題が存在する。

そこで、事業別の収支管理を適切に実施し、実行可能な中期経営計画に見直した上で、存続させる事業や財源を投入する事業を選別し、事業の継続性を確保できるよう留意し、今後の法人経営

農地保有合理化事業、地球温暖化防止活動推進支援事業は、国や大阪府の補助金等では賄いきれない状況にありますが、府民の生活及びその環境保全のため、府との連携により公益事業として継続する必要があります。

措置の状況

そのため、公社事業の収支状況については、会計システムを活用した 事業別の収支管理を実施しています。その状況を踏まえ公社事業のあり 方について、府との調整を継続して行っていきます。

施設管理受託事業は収支改善に取り組み、府の委託費の範囲で事業が行えるよう努めます。

中期経営計画は平成23年度から5年間に実施する事業についての目標です。平成28年度からの中期経営計画では委員意見を踏まえ、再度存続させる事業や財源を投入する事業を選別し、策定します。

に努められたい。

(なお、この意見は環境農林水産部環境農林水産総務課に対する 意見ともする。)

(環境農林水産総務課)

中期経営計画は平成23年度から5年間に実施する事業についての目標です。平成28年度からの中期経営計画では委員意見を踏まえ、再度存続させる事業や財源を投入する事業を選別し、策定するよう公社に対して指導・助言を行います。

(高速道路事業者への工事委託の透明性確保について)

監査対象機関名	大阪府道路公社
監査実施年月日	平成24年12月6日から同月7日まで

監査の結果

大阪府道路公社(以下「公社」という。)は、西日本高速道路株式会社(以下「高速道路事業者」という。)に対して、「堺泉北有料道路平井本線料金所収受員安全通路新築工事」(事業金額: 23百万円、以下「本工事」という。)を委託し、高速道路事業者は本工事を工事請負業者に発注している。

本工事の検査に関する書類を確認したところ、高速道路事業者 と本工事の請負業者との間の工事注文書、工事注文請書、請求書 等(以下「関係書類」という。)が入手されていなかった。

関係書類を提出することを高速道路事業者に要望し、公社において検証することにより、工事委託のより一層の透明性の確保に努められたい。

また、高速道路事業者から提出を受けるべき関係書類に関しては、高速道路事業者との協定書に予め記載することを要望されたい。

措置の状況

西日本高速道路株式会社から「関係書類」の提出を受け、「関係書類」 による内容の検証を行い、適正な執行を確認しました。

今後は、「関係書類」の提出について、予め協定書に記載するととも に内容の検証を行って、工事委託のより一層の透明性確保に努めていき ます。

(兼業事業について)

監査対象機関名	大阪高速鉄道株式会社	
監査実施年月日	平成23年12月7日から平成24年1月20日まで	
監査の結果		措置の状況

大阪高速鉄道株式会社では、モノレール利用者のサービスニーズに応えるために兼業事業を実施しているが、一部の事業について、過年度より赤字を計上しており、一定の前提のもとに計算した累積赤字額(平成23年度見込数値を含む)は約2億2,700万円となっている。

平成15年の兼業事業の立ち上げ時から約9年が経過しているが、法人は当該累積赤字額を適切に把握できていなかった。今後、適切に把握した上で、これまで赤字計上を続けてきたことについて、法人としてのガバナンス機能が適切に発揮されていたのか、見直しが必要である。

また、大阪府としても法人に対して、軌道敷地の無償占用やインフラ部維持修繕負担金の支出を行い、法人役員を送り込み、かつ、役員の選解任権等の株主権を保有する立場として、法人のガバナンス状況を適切にモニタリングできていたのか、見直しが必要である。

さらに、法人の策定している経営計画では、平成27年度までに 法人全体の累積赤字額を解消することを目標としているが、駅スペース等において赤字を出さないように事業を行っていれば、解 消時期が多少なりとも早まったと考えられる。今後、兼業事業に 係る追加の赤字計上によって解消時期に遅れが生じないよう、そ の改善措置を講じられたい。(なお、この意見は都市整備部交通 道路室に対する意見ともする。)

兼業事業については、今回のご意見を踏まえ、平成24年3月の予算取締役会において部門別に収支目標を設定し報告しました。

コンビニ事業においては、平成22年度から駅業務と分離し、大阪モノレールサービス株式会社に収支管理を含めた業務委託に変更して収支改善を図りました。

駅一体化売店事業については、平成23年度に商品構成の見直しにより 廃棄率を抑制し、売上原価の削減に努め、また、平成24年度においても、 6月からは大阪空港駅他3駅での新聞・雑誌販売を開始してお客さまサ ービスと収益力の向上を図るとともに、7月からは委託料の削減に取り 組んでいます。

来年度からの新たな経営計画では、兼業部門の見直しを主要施策として、更なる収益確保と経費削減に向けて取り組むとともに、引き続き役員会・取締役会等でガバナンス機能を発揮し、兼業事業の収益向上と収支改善に努めます。

(近隣センターに係る損失の開示について)

監査対象機関名	一般財団法人大阪府タウン管理財団	
監査実施年月日	平成23年1月12日から同年2月4日まで	
監査の結果		措置の状況
財団法人大阪府タウン管理財団(以下「財団」という。)は、 財団法人大阪府都市整備推進センターとの統合を控え、地元自治		近隣センターの引継ぎに当たっては、土地・建物は無償引継ぎが予定され、引継時に帳簿価格相当額の損失が発生することが明らかなため、

体への千里・泉北地区の近隣センター (土地及び建物)の引継ぎについて協議を進めている。

この引継ぎにあたり、財団はどの程度の損失を被るのかを整理把握し、決算書において明示されたい。

平成22年度決算書において、「財務諸表に対する注記」の中に、千里・ 泉北地区の近隣センターの平成22年度末における土地・建物の帳簿価格 を明示しました。

平成23年度決算書における「財務諸表に対する注記」では、平成23年度末における土地・建物の帳簿価格に加え、豊中市及び堺市との近隣センターの引継ぎに関する協定書に基づき、それぞれ平成24年度以降見込まれる引継負担金について明示しました。

その後、吹田市と近隣センターの引継ぎに関する協定締結について協議を重ね、平成24年度末時点では、協定内容に関しておおむね合意を得たことから、平成24年度決算書における「財務諸表に対する注記」では、上記無償譲渡予定の土地・建物の帳簿価格と豊中市及び堺市に対する引継負担金に加え、吹田市に対して今後支払うことが見込まれる引継負担金についても明示しました。

(退去跡補修費について)

監査対象機関名	大阪府住宅供給公社
監査実施年月日	平成24年1月6日から同月12日まで

監査の結果

入居者が退去する際に発生する住戸に係る補修費(以下「退去跡補修費」という。)のうち、入居者負担分については、大阪府住宅供給公社(以下「公社」という。)が預り金として管理している。これについては以下のような課題があるため検討されたい。

(1) 公社において退去跡捕修費の個人負担分を収入したものの、 その後、該当の住戸が建替えなどで廃止となった場合は、収入し た個人負担分の補修費は使用されないケースがある。それにつ いては預り金として処理し、退去跡補修費の個人負担分が回収 できていない住戸について補修があった場合にその預り金を流 用している。現状のような使用しない預り金を公社でプールし ておき、その中から住戸補修費の財源を措置することは、公社

措置の状況

(大阪府住宅供給公社)

(1) (平成23年度末時点の退去跡補修費預り金について)

平成23年度末時点の退去跡預り金のうち、平成24年度の指定管理者に引き渡すべき所要額については、大阪府と公社において算定・確定した金額を平成24年12月末に公社から当該指定管理者に引き渡し、残余の預り金についても同月末に大阪府に引き渡しました。

(2) (未回収となっている退去跡補修費について)

未回収となっている退去跡補修費は、協議・調整を行った結果、今後 大阪府が債権の回収を行うこととなりましたので、平成25年1月に確定 した退去跡補修費個人負担分未納者リストを大阪府に引き渡すととも に、退去跡補修費未納者あてに公社への振込みは、12月28日までとする の預り金管理及び大阪府の毎年度の予算措置のあり方としては 資金の流れがわかりにくく、適切とは言えない。

府営住宅の管理については、大阪府は一層の業務の効率化、 入居者サービスの向上を図るため、全面的に民間の経営手法を 取り入れることとし、平成22年4月から一部地域で段階的に指 定管理者制度を導入している。さらに、平成24年度からは全て の府営住宅において指定管理者制度を導入することとし、公社 においても公募により平成24年度から一部の府営住宅について 指定管理者として管理運営を行うこととなっている。

これを契機に公社における退去跡補修費預り金については、 平成23年度末時点の残額を大阪府に返還し、必要な補修費用に ついては、大阪府で財源措置をした上で、各指定管理者に支払わ れる方向で協議が進められており、適切な処理が望まれるとこ ろである。

- (2) 一方、現在未回収となっている退去跡補修費の個人負担分については、すべて大阪府が財源措置するのか、あるいは引き続き退去者へ請求するのか明確になっていない。すでに退去跡補修費の個人負担が済んでいる入居者との間で公平性を欠くようなこととならないよう措置されるべきであり、大阪府との協議を尽くされたい。
- (3) 平成24年度以降、公社は指定管理者制度によって府営住宅を管理していくこととなるが、平成24年度以降に発生した退去跡補修費の個人負担額について回収できない場合は、指定管理者側の負担となり、大阪府は財源措置しないことが業務仕様書において明確にされている。そのため、公社では現在の個別の残高管理に加え、公社全体の未納額を圧縮できるよう公社収納管理課において定期的に未納額の総額を把握し、回収状況や対応状況などを適時に報告する体制について検討されたい。

(なお、この意見は、大阪府住宅まちづくり部に係る意見ともす

旨を通知しました。

なお、平成24年4月以降の回収金については、平成25年2月に大阪府に納付しました。

(3) (平成24年度以降の指定管理者制度での退去跡補修費の債権管理について)

指定管理制度では退去跡補修費が回収できない場合は公社の負担となるため、適切な督促を行うべく、公社の住宅総合管理システム上で補修費を管理できるようシステム改修を行いました。これにより、入金及び残高管理が簡易・迅速・正確に行えるようになったことに加え、正確な未納総額が把握できるようになりました。

また、毎月の請求及び回収状況等の集計表(請求・回収状況時系列表) を作成して適時に報告する体制も構築しました。

(大阪府住宅まちづくり部)

- (1)については、平成23年度末時点の退去跡補修費預り金のうち、平成24年度から管理実施の指定管理者に引き渡すべき所要額については、大阪府と公社において算定・確定した金額を平成24年12月末に公社から当該指定管理者に引き渡され、残余の預り金についても同月末に公社から大阪府に引き渡されました。
- (2)については、大阪府と公社との間で協議・調整を行った結果、確定した退去跡補修費個人負担分未納付者のリストが平成25年1月に公社から大阪府に引き渡されました。大阪府は、このリストに基づき、未納付者に対し、同月末から郵送による督促を実施しました。

2 指摘事項に対する措置

(事務決裁手続及び規程類の整備状況について)

監査対象機関名 公益財団法人大阪府育英会 監査実施年月日 平成24年10月30日から同月31日まで 監査の結果 指置の状況 公益財団法人大阪府育英会における事務決裁手続及び規程類の整備状況について確認した結果、規程を遵守していない事案及び規程の改訂がされていない事案があった。 監査での指摘以降(11月以降)は、現行の公益財団法人大阪府育英会事務局処務規程(以下「処務規程」という。)に基づき、返還猶予については事務局長、返還方法の変更の承認手続については理事長の決裁を行っています。 なお、平成25年3月27日の理事会で、長期に渡り不在となっている専務理事の専決事項を改め、処務規程を改正し、返還猶予及び返還方法の変更の承認手続については理事長の決裁を行っています。 なお、平成25年3月27日の理事会で、長期に渡り不在となっている専務理事の専決事項を改め、処務規程を改正し、返還猶予及び返還方法の変更の承認手続収方とも事務局長の専決事項としました。 (大阪府への報告資料に係る法人内の承認手続について)監査での指摘を受け、理事長まで決裁を経た上で、大阪府に報告することとしました。 (償却手続に係る規程について) 処務規程において「事務は理事長の決裁を経て施行すること」と定めていますが、監査の指摘を受けて、債権の償却についても、この「事務」に含まれるものであることを明確化するため、平成25年3月27日に開催	(1,1)20 (330 1 1/20) (0 1/30)	(事物が致力が及びが主題が正規が上間がについて)			
監査の結果 公益財団法人大阪府育英会における事務決裁手続及び規程類の整備状況について確認した結果、規程を遵守していない事案及び規程の改訂がされていない事案があった。 監査での指摘以降(11月以降)は、現行の公益財団法人大阪府育英会事務局処務規程(以下「処務規程」という。)に基づき、返還猶予については事務局長、返還方法の変更の承認手続については理事長の決裁を行っています。 なお、平成25年3月27日の理事会で、長期に渡り不在となっている専務理事の専決事項を改め、処務規程を改正し、返還猶予及び返還方法の変更の承認手続について)監査での指摘を受け、理事長まで決裁を経た上で、大阪府に報告することとしました。 (償却手続に係る規程について) 処務規程において「事務は理事長の決裁を経て施行すること」と定めていますが、監査の指摘を受けて、債権の償却についても、この「事務」	監査対象機関名	公益財団法人大阪府育英会			
公益財団法人大阪府育英会における事務決裁手続及び規程類の整備状況について確認した結果、規程を遵守していない事案及び規程の改訂がされていない事案があった。 「返還猶予及び返還方法の承認手続について) 監査での指摘以降(11月以降)は、現行の公益財団法人大阪府育英会事務局処務規程(以下「処務規程」という。)に基づき、返還猶予については事務局長、返還方法の変更の承認手続については理事長の決裁を行っています。 なお、平成25年3月27日の理事会で、長期に渡り不在となっている専務理事の専決事項を改め、処務規程を改正し、返還猶予及び返還方法の変更の承認手続双方とも事務局長の専決事項としました。 (大阪府への報告資料に係る法人内の承認手続について)監査での指摘を受け、理事長まで決裁を経た上で、大阪府に報告することとしました。 (償却手続に係る規程について) 処務規程において「事務は理事長の決裁を経て施行すること」と定めていますが、監査の指摘を受けて、債権の償却についても、この「事務」	監査実施年月日	平成24年10月30日から同月31日まで			
整備状況について確認した結果、規程を遵守していない事案及び 規程の改訂がされていない事案があった。 監査での指摘以降(11月以降)は、現行の公益財団法人大阪府育英会 事務局処務規程(以下「処務規程」という。)に基づき、返還猶予につ いては事務局長、返還方法の変更の承認手続については理事長の決裁を 行っています。 なお、平成25年3月27日の理事会で、長期に渡り不在となっている専 務理事の専決事項を改め、処務規程を改正し、返還猶予及び返還方法の 変更の承認手続双方とも事務局長の専決事項としました。 (大阪府への報告資料に係る法人内の承認手続について) 監査での指摘を受け、理事長まで決裁を経た上で、大阪府に報告する こととしました。 (償却手続に係る規程について) 処務規程において「事務は理事長の決裁を経て施行すること」と定め ていますが、監査の指摘を受けて、債権の償却についても、この「事務」		監査の結果	措置の状況		
された理事会において改めて確認しました。 (旅費の支給事務について)	整備状況について確認し規程の改訂がされていた。	た結果、規程を遵守していない事案及びない事案があった。	監査での指摘以降(11月以降)は、現行の公益財団法人大阪府育英会事務局処務規程(以下「処務規程」という。)に基づき、返還猶予については事務局長、返還方法の変更の承認手続については理事長の決裁を行っています。 なお、平成25年3月27日の理事会で、長期に渡り不在となっている専務理事の専決事項を改め、処務規程を改正し、返還猶予及び返還方法の変更の承認手続双方とも事務局長の専決事項としました。 (大阪府への報告資料に係る法人内の承認手続について)監査での指摘を受け、理事長まで決裁を経た上で、大阪府に報告することとしました。 (償却手続に係る規程について)処務規程において「事務は理事長の決裁を経て施行すること」と定めていますが、監査の指摘を受けて、債権の償却についても、この「事務」に含まれるものであることを明確化するため、平成25年3月27日に開催		

(旅費の支給事務について)

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学	
監査実施年月日	平成23年12月5日から同月9日まで	
監査の結果		措置の状況

大阪府立工業高等専門学校における管外出張の旅費支給事務に おいて、パック商品を利用したにもかかわらず、航空賃について 普通運賃で支給したこと等のため過払いとなっているとともに 支払いを証明するに足る資料の添付のないもの及び誤って旅費の 調整を行ったため支給不足が生じているものがあった。

また、公立大学法人大阪府立大学における旅費支給事務におい て、申請額と異なる金額の宿泊料を支給したため、過払いとなっ ているものがあった。

(大阪府立工業高等専門学校の旅費の過払いについて) 措置報告済み。

(公立大学法人大阪府立大学における旅費支給事務について)

過払いとなった宿泊料を本人から戻入させ、平成25年1月22日付け日 本学術振興会からの返還命令により、2月5日に返還しました。

今後このようなことがないよう、申請された内容について、慎重なチ エックを行い、適正な事務執行に努めます。

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学	
監査実施年月日	平成24年11月19日から平成25年2月1日まで	
と 本の		性器の仕沿

大阪府立大学工業高等専門学校の毒物及び劇物の管理におい て、薬品受払簿における払出記録のないものや数量の計算まちが いなどの記載内容の不備、使用見込が低い毒劇物の大量保管、毒 劇物容器の表示不備など、「公立大学法人大阪府立大学畫物及び劇 物管理規程」に従った保管及び管理が適切に行われていないもの があった。

指直の派仇

毒物・劇物の管理の徹底を図るため、平成25年1月16日に行われた安 全対策委員会において、毒物・劇物を保管する各コースの主任に対して、 会計課長から事務局監査で指摘のあった内容について周知しました。

併せて、3月18日付の会計課長名の文書により、薬品管理責任者に対 して、「公立大学法人大阪府立大学畫物及び劇物管理規程」に従い、管 理の徹底を図るよう通知しました。

(薬品受払簿について)

少なくとも年1回(繰越時)は保管数量の現物確認を行い、薬品受払 簿に現物確認をした日付とその旨を記録することとし、平成24年度から 25年度への繰越時点での現物確認の事実を記録しました。

また、薬品受払簿には、受入・払出の事実の発生ごとに日付と内容を 記録し、受入・払出の数量及び残高の数量を明瞭に記載しています。 (廃棄処分について)

長期間保管している毒物・劇物のうち、シアン化カリウム・シアン化 ナトリウムなど使用見込がないものについては、3月4日付で廃棄処分 委託契約を締結し、同5日に業者に引き渡して廃棄処分しました。

(毒物・	劇物の表示につい	て)
------	----------	----

専用保管庫に医薬用外毒物・医薬用外劇物の表示ラベルを貼付しました。なお、容器については従来より薬品ラベルに印刷されています。

(指定管理業務について)

監査対象機関名	株式会社大阪国際会議場	
監査実施年月日	平成24年11月1日から同月2日まで	
監査の結果		措置の状況
「大阪府立国際会議場管理運営業務契約書」において定められ		平成25年度の事業計画等(第65期事業計画書等)については、平成25
た大阪府への事業計画書等の提出期限が遵守されず、翌会計年度		年3月28日付で大阪府に提出いたしました。
開始後に提出されていた。また、大阪府立国際会議場の飲食施設		また、平成25年度に再委託する管理運営業務(45業務)について、平
運営業務の再委託について、大阪府への書面による承諾が行われ		成25年3月28日付けで大阪府に対し承認を得るための通知書を提出し、
ていなかった。		全業務について同日付けで再委託の承認を得ました。

(指定管理業務について)

が、全くされていなかった。さらに、これらの提出書類につい

2 指定管理業務に係る府と済生会のリスク分担のうち、維持補

ての確認が府において十分にされていなかった。

監査対象機関名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会		
監査実施年月日	平成24年11月29日から平成25年2月1日	平成24年11月29日から平成25年2月1日まで	
監査の結果		措置の状況	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会(以下「済生会」という。)は「大阪府立整肢学院管理運営業務契約書」に基づき、大阪府立整肢学院の指定管理業務を実施しているが、以下のような契約書に定めのある事項について遵守していない事案があった。 1 毎年度ごとに府へ提出すべき事業報告書等の提出書類の一部を提出していなかった。また、月ごとの利用状況、経理状況について、事業年度の半期ごとに府へ報告する必要があった		1 平成25年3月29日付阪済第961号をもって未提出であった事業報告書等については、修正報告を行いました。なお、平成25年度以降は管理運営業務契約書に基づき適正に処理します。 2 管理運営業務契約書中のリスク分担表について、実際のリスク分担に合うようにした変更契約を平成25年4月1日付で締結しました。	

修の一部に関する事項については、実際のリスク分担と契約書 に定められた内容と相違していた。

(なお、この指摘事項については、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課に係る指摘事項ともする。)

(前期繰越収支差額について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府総合福祉協会		
監査実施年月日	平成23年11月1日から同年12月2日まで	平成23年11月1日から同年12月2日まで	
監査の結果		措置の状況	
収支差額が生じていた。その結果、大阪府からの委託事業である のに、余剰金が生じているように会計処理されていた。		2009(平成21)年度において、「ハンセン病回復者社会復帰支援事業」の3事業の各経理区分における事務処理にミスがあったことに対する指摘を受け、本来のあるべき金額への修正を求められましたので、これを踏まえて、過年度の数字は動かせないため、2011(平成23)年度期首で正しい金額を設定し、繰越額の修正を行いました。今回の修正方法としては、2011年度期中での繰入繰出による処理方法もありましたが、その方法では、2011年度末の次期繰越活動収支差額が正しい数字で表記されないため、法人の顧問会計士及び会計システム会社との相談のうえ、前述の方法とすることを決めました。なお、この件につきましては、2012年5月30日開催の理事会に諮り、承認を得ています。	

(予算の流用について)

監査対象機関名	財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	平成24年11月5日から同年12月7日まで	
監査の結果		措置の状況
財団法人大阪府保健医療財団が指定管理者として運営する中河内救命救急センターにおいて、職員手当の減額補正により予算残高がマイナスになった上で、消耗品費から職員手当へ予算流用がなされていた。		7c.

予算残額の把握ができておらず、予算差引きの管理が不適切で あったと考えられるため、予算の執行管理を適切にされたい。

(固定資産実査について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構	
監査実施年月日	平成23年12月12日から平成24年2月3日まで	
監査の結果		措置の状況
であるが、一部固定資産	て、前年度の監査において指導したところ 医実査を実施していないセンターがあった 可徹底するとともに、本部はその実施状況 するよう努められたい。	実施体制の点検を行うとともに、平成25年2月から3月までの期間で、

(指定管理業務について)

監査対象機関名	共同事業体エル・プラン	
監査実施年月日	平成24年12月10日	
	監査の結果	措置の状況
定管理者である共同事 ンター管理運営業務契約 画で明記されている共同 った。また、労働セン	ー(以下「労働センター」という。)の指 業体エル・プランでは、「大阪府立労働セ 約書」に基づき大阪府へ提出された事業計 司事業体の運営委員会が開催されていなか ター内の大ホールの設備等操作・管理業務 阪府の書面による承諾が行われていなかっ	(運営委員会の開催について) 平成24年度第1回共同事業体エル・プラン運営委員会を平成25年3月7日に開催しました。 今後も運営委員会規則に則り随時開催します。 (大ホールの設備等操作・管理業務の再委託の承諾について) 平成25年度の大ホールの設備等操作・管理業務の再委託について、大 阪府と平成23年3月28日付けで締結した基本協定書第22条を順守し、大 阪府の書面による承諾を得ました。

3 指示事項に対する措置

(留学生会館の運営について)

監査対象機関名	公益財団法人大阪府国際交流財団
監査実施年月日	平成23年1月17日から同年2月4日まで

監查		公士	甲
m =	V ノ	小口	ᆽ

府有財産無償譲渡契約書第17条「老朽化等にかかる協議」によれば、老朽化により、建替えの可能性が生じた場合は、財政的な負担については、大阪府との協議によって決定することになっている。しかし、将来負担が不明確なため、修繕計画及び財源措置について、中長期的な展望を大阪府と早急に協議することが必要である。

それを踏まえた上で、受益者負担について適切な水準を探るべく、現在の居室使用料等の水準について見直すべき点がないかを検討すべきである。

措置の状況

将来負担について検討するため、特殊建築物定期調査とともに、改修調査診断を実施しました。この結果を受け、平成25年3月16日開催の理事会及び同26日の評議員会で改修計画(案)を示し、当財団が管理する間(平成33年度まで)の改修計画を策定しました。大阪府に対しては、平成25年3月26日付けで同計画について協議し、平成25年3月28日付けで同意する旨の回答があり、協議が整いました。

なお、今回の改修計画の実施に伴う経費については財団の特定資産等で対応することから、受益者負担については求めないこととしています。

(獣医臨床センター診療債権管理について)

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学	
監査実施年月日	平成24年11月19日から同月27日まで	
	監査の結果	措置の状況
のように改善すべき事 1 診療債権について、 の状態になっている 2 診療報酬について、 上していないものが	、診療行為を行ったにもかかわらず未請求ものがあった。 、会計上、診療行為があった日に収益を計あった。 を把握する仕組みを構築し、発生主義の原	(診療債権の未請求と診療報酬の計上について) 診療料金の未請求を発生させないため、診療行為と同時に、システム 上の診療料金の確定処理を実施するよう、獣医臨床センター長から獣医 師に、平成25年1月23日及び同年2月6日開催の病院連絡会議におい て、徹底するよう指示しました。

(かけこみ緊急資金貸付金の処理について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	
監査実施年月日	平成23年11月10日から同月11日まで	
	監査の結果	措置の状況

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会(以下「法人」という。)の平成22年度末現在の大阪府かけこみ緊急資金貸付金残高は1,996百万円となっている。この貸付事業は平成13年度末をもって終了しており、現在では債権管理のみ実施している。

当該残高のうち、平成23年9月22日現在、償還済みとなったものは2百万円 (62件)、「大阪府かけこみ緊急資金貸付金償還免除に関する覚書」(以下「覚書」という。)の償還免除基準に照らして全額償還免除に該当し、年度末に償還免除を行う予定のものは703百万円 (10,416件)であり、現在処理中の未確定債権の残高は1,290百万円 (18,760件)となっている。

未確定債権のうち催告されたものは7,212件であるが、法人はその状況を見極め、借受人に対する訪問調査の要否も含め、大阪府との間で協議を進めている。

法人は、今後、大阪府との間でこれらの債権の処理方法について協議書を取り交わす予定であるが、債権の実態を見極め、府民への説明責任を果たせるよう覚書に定めた債権免除基準に従って債権処理の促進を図られたい。

大阪府かけこみ緊急資金の債権整理については、平成22年度末に府との間で締結した覚書で定める償還免除基準に基づき、全債権の調査及び回収不能債権額の確定作業を平成24年6月末まで実施し、府からの貸付金22億7,377万円のうち貸付を受けた借受人が生活困窮又は行方不明若しくは消滅時効を援用した等の理由で社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会(以下「法人」という。)が償還不能と判断した債権及び債権額が少額で取立てに要する費用に満たない借受人に対する債権に相当する額である19億3,814万984円を回収不能債権と確定しました。

平成24年9月定例府議会において法人に対する回収不能債権の債権 放棄が議決されるとともに、「大阪府かけこみ緊急資金貸付契約」に基 づき、平成24年12月14日に府との間で締結した協議書において、府が法 人に対して回収不能債権の返還を免除することが確定しました。

今後は、平成24年12月18日に府へ提出した返還計画に基づいて返還します。

(介護福祉士等修学資金貸付制度における債権管理について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
·	

監査実施年月日 平成23年11月10日から同月11日まで

監査の結果

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会(以下「法人」という。)が、平成21年度から開始した介護福祉士等修学資金貸付制度の債権管理については、現状、簡易な方法によっているが、今後は貸付件数も増加し、また、返還方法等も複数の方式があることや滞納者の管理(返済、延滞利息の算定など)など、煩雑さを伴うものになることが想定される。よって、貸付先の状況を把握し、貸付及び償還の事務並びに減免及び返済猶予の手続に適時適切に対

措置の状況

(債権管理システムの導入について)

介護福祉士等修学資金の個別の債権管理を徹底するため、平成24年9月14日付けでソフト開発会社との間で「介護福祉士等修学資金貸付管理システム」導入に向けた業務委託契約を締結し、2月末に納品を済ませました。

4月からの本稼働に向けて、貸付・猶予・償還等の債権について効率 的かつ適正に管理できるよう、最終の動作確認を済ませました。 応するためには、貸付金の個別管理の精度をあげる必要がある。

法人は、これまで実施してきた貸付事業に係る滞納債権管理上の課題に対する取り組みの経緯を踏まえ、新規の当該貸付事業に係る債権管理を適切に実施するための体制について早急に検討すべきである。

また、当該制度を実施している他都道府県における社会福祉協議会においては、債権管理システムを導入し、個別管理を行っているケースもあることから、今後の事務負担を考慮し、将来的に管理コストを最小化していくために債権管理システムの導入についても検討されたい。

(大阪府かけこみ緊急貸付金の処理について)

	<u>,, , , </u>
監査対象機関名	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
監査実施年月日	平成24年12月17日から同月18日まで

監査の結果

平成24年9月開会の大阪府議会において、府が社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「法人」という。)に対して貸し付けた「大阪府かけこみ緊急資金貸付金」の一部である1,938百万円の債権放棄が可決した。

府が同貸付金の一部を債権放棄するに当たり、同貸付事業の実施主体であった法人が貸付債権についての回収可能性の調査を平成23年度当初から開始し、法人として償還免除する額を平成24年6月末時点で確定した。これについては「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」を参考に設定した償還免除基準に照らして、平成23年度期首残高1,996百万円のうち、1,938百万円(28,714件)が当該基準に該当するものと整理されている。

法人の平成23年度末決算においては、徴収不能引当金は計上されていなかったが、平成24年度の決算に当たっては、府からの借入金に係る債務免除の経理処理及び大阪府かけこみ緊急資金貸付

措置の状況

(かけこみ資金徴収不能引当金計上について)

大阪府かけこみ緊急資金については、平成24年度決算に当たり債務免除の経理処理を適切に行うとともに、平成24年度末残高に対する徴収不能引当金についても大阪府とも協議の上、24,220,000円計上しました。

(小口生活資金貸付及び身体障害者更生資金特別貸付における徴収不能引当金計上について)

小口生活資金貸付及び大阪府身体障害者更生資金特別貸付について も、平成24年度末における回収可能性を吟味し大阪府とも協議の上、徴 収不能引当金として小口生活資金貸付について24,721,852円、大阪府身 体障害者更生資金特別貸付について47,426,000円、計上しました。 金に係る償還免除の経理処理並びに同貸付金の年度末残高に対する徴収不能引当金の計上を適切に行われたい。

なお、大阪府かけこみ緊急資金貸付以外にも府単独制度である 小口生活貸付事業や大阪府身体障害者更生資金特別貸付事業に係 る債権についても年度末において回収の可能性を吟味し、徴収不 能引当金の計上の要否等について適切に対応されたい。

(社会福祉施設等施設整備補助金について)

監査対象機関名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会
監査実施年月日	平成24年11月29日から平成25年2月1日まで

監査の結果

社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会(以下「済生会」という。)では、平成23年度に社会福祉施設等施設整備費補助金89,000千円(うち国庫補助59,333千円)の交付決定を受けたものの、年度内に対象工事が完了しなかったため、補助金の繰越申請がされたが、これに係る年度末における経理処理等について以下の誤りがあった。

- 1 平成24年度の補助金収入とすべき8,900千円が平成23年度として経理処理されていた。
- 2 年度末までに工事代金が確定し、工事業者から請求されたものを建設仮勘定残高とすべきところ、支払済みの工事代金89,040千円と補助金総額見合いである89,000千円の合計額178,040千円を建設仮勘定残高としていた。

今後は、このようなことがないよう、済生会は補助金に係る事 務処理及びこれに関連する経理処理を適切に行われたい。

また、当該補助事業に係る府における検査確認は、提出された 書類に基づくものであり、工事の進捗状況に関して、現場視察な どの対応がされていなかったため、府は今後、適切に手続を実施 されたい。

措置の状況

- 1 補助金繰越承認に伴う会計処理については、今後は適正に処理します。
- 2 本工事における補助対象工事は建物本体のみとなっており、外構工 事並びに植栽工事については補助対象外工事となっていました。

本補助事業は単年度補助であった関係上、補助対象工事である建物部分の完工を急ぎましたが、結果として平成24年3月末時点では内装工事が完了しませんでした。但し、補助対象工事部分の年度末までの工事進捗出来高は90%に達しました。

(なお、この指示事項については、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課に係る指示事項ともする。)

(契約事務について)

監査対象機関名	財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	平成24年1月19日から同月20日まで	
	監査の結果	措置の状況
ころ、財務規程第 40 条名いものがあったため、	医療財団の契約事務について確認したと ・項の随意契約とする合理性が認められな ・後は、競争入札や随意契約であっても競 な方法を採用することにより、透明性のあ められたい。	情報処理業務については、総合的な見直し検討の結果、委託契約を解消し、平成25年度から直接雇用に切り替えました。 血液検査業務については、競争入札の実施を検討しましたが、業者の切り替え後のデータ確認に約半年かかり、委託外の費用等が必要となるため引き続き随意契約を行うこととしました。 なお、指示のあった上記2業務以外の入札実施を検討した結果、クリーニング等委託業務について指名競争入札を実施しました。 今後は、できる限り指名競争入札を導入するなど透明性と競争性が担保されるよう適正な事務執行に努めます。

(物品管理について)

監査対象機関名	財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	平成24年11月5日から同年12月7日まで	
	監査の結果	措置の状況
財団法人大阪府保健	医療財団が指定管理者として運営する中	(財団法人大阪府保健医療財団)
河内救命救急センターに	こおいて、大阪府から無償貸与されている	物品リストで確認できなかったものについて、調査の上、大阪府の備
物品について適切に管理	里する義務があるにもかかわらず、現物確	品出納簿に記帳し、借り受けることとしました。
認ができない物品や、現	物と物品リストとの対応関係が不明瞭な	現物と物品リストの対応関係が不明瞭なものについては、医療対策課
ものがあり、管理が適切	Jでないものがあった。 物品管理が適切に	と調整の結果、契約書の物品リストに明細を付けることとしました。
できるよう、現物との対	応関係が明確となる物品リストの登録方	今後とも適正な物品管理に努めてまいります。
法について府とも協議し)検討されたい。	(健康医療部保健医療室)
(なお、本件は、大阪府	健康医療部保健医療室に係る指示ともす	物品リストで確認できなかったものについては、当時の取得価格を推

る。)

計の上、出納簿に登載し、契約書の物品リストに掲載しました。また、 現物との対応関係が明確となるよう契約書の物品リストの様式を改正 しました。

今後とも適正な物品管理に努めます。

(災害拠点施設の災害医療訓練について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構
監査実施年月日	平成23年12月12日から平成24年2月3日まで

監査の結果

大阪府立急性期・総合医療センターは、府内の災害拠点として 災害医療訓練を年2回実施しているとのことであるが、災害拠点 施設に含まれる2階のリハビリセンターにおいてはこれまで訓 練が行われたことはなかった。ここにはリハビリ器具等が設置されているため、その移動も含め複数回に1回は訓練に含めること が必要である。なお、このようなリハビリ器具の移動方法や災害 時設置予定の400床のベッドの配置方法については現時点で明らかにされていないが、これらは当然のことながら予め決めておく 必要がある。以上の点を含めた災害時における行動マニュアルや 施設の全ての階の配置図等を準備することにより、実際の災害に 適切に対処できるよう備えられたい。

措置の状況

災害拠点施設での訓練については、平成24年9月4日(火)に開催した平成24年度第1回災害医療訓練において、リハビリセンターの器具を移動するとともに、災害拠点施設2、3階に各200床のベッドを展開した上で実施しました。

今後は、年2回実施する災害医療訓練のうち、必ず1回は同様の訓練とします。

また、災害時における行動マニュアルの作成並びに災害拠点施設の配置図等の作成については、現行の災害対策マニュアルに、災害拠点施設において400床のベッドを配置する場合の行動マニュアルを作成、追加するとともに、各階配置図等も作成しました。

(利用料収入に関する現金の管理について)

監査対象機関名	共同事業体エル・プラン	
監査実施年月日	平成24年12月10日	
	監査の結果	措置の状況
大阪府立労働センター	- (以下「労働センター」という。) の利	(レジ内の現金とレジジャーナルとの総務担当職員による照合につい)
用料収入の事務手続に	ついて確認したところ、以下のように改善	て)
すべき事項があった。		総務担当職員による現金とレジジャーナルとの照合を日々行うとと
1 労働センターの受付	寸での現金収納額について、レジ内の現金	もに、総務リーダー等管理監督の立場にある職員による確認も併せて行

とレジ入金額が印字されたレジジャーナルとの総務担当職員 による照合が行われていなかった。利用料収入の計上誤りや不 正防止の観点から、第三者による確認を実施すべきである。

2 駐車場料金精算機内の収納現金について、日々の駐車場収入 との照合が行われていなかった。また、釣銭が定額保管の方針 とされておらず、定期的な実査や補充作業の第三者による確認 も実施されていなかった。駐車場精算機に関する現金の管理体 制を見直す必要がある。 うよう、事務手続を改善しました。

また、日計表についてもジャーナルに対応するようプログラム変更を3月27日に行い、本年4月1日から実施しています。

(駐車場料金精算機内の現金収納、釣銭の取扱いについて)

平成25年度以降は、ジャーナルに記載の「総売上額」をその日の売上額として計上し、取り出した現金(紙幣、硬貨)と売上額との差額については、釣銭ボックスに返却または回収するなどして、釣銭額を年度を通して一定額に保つとともに、複数の職員で確認しながら現金の回収作業を行うよう、事務手続を改善しました。

(共同特許の実施料の歳入事務について)

監査対象機関名	大阪府立産業技術総合研究所
監査実施年月日	平成23年12月5日から同月6日まで

監査の結果

大阪府立産業技術総合研究所が保有する特許等の実施契約書に基づく特許実施料の収入事務について、特許実施企業等から提出される特許実施報告書における売上高に基づき調定及び収入事務が行われているが、特許実施報告書に記載された売上を確認できる資料がほとんど添付されていない。

適正な手続きの確保と府民への説明責任の点から特許実施料が適正なものか否かを確認できるよう、証拠書類の添付を求めることが有効か、必要に応じて立入調査を行うことが有効か、費用対効果にも留意して再検討されたい。

また、これまで実施料の納付実績がない企業等に対して、特許 等の実施状況の確認と事業計画上の課題解決や技術面での指 導・助言を目的として立入調査を実施することを検討されたい。

措置の状況

(売上確認資料の提出について)

売上確認証拠書類の提出については、特許実施料の正確性を担保する 有効な手段であることから、実施企業に対して証拠書類となり得る納品 伝票や請求書等の提出を求めていくこととしました。しかし、特許実施 料の対象となる製品の納品頻度が非常に多い場合、大量の納品伝票の抽 出と提出を、企業に強いることになるため、上記証拠書類については、 可能な範囲での提出を求め、それが困難な場合に限り、対象製品の売上 の集計データの提出を求めることとしました。

(立入調査について)

立入調査については、特許実施料の正確性を担保する有効な手段ですが、費用対効果(実施料収入に対して、立入調査に要する人件費等経費の比率が大きくなる)の観点から、全ての特許実施企業に対して、立入調査を実施することは困難であり、特許実施企業の提出証拠書類やデータに重大な疑義が認められた場合にのみ、立入調査を実施するという結論に至りました。

(実施料納付実績がない企業への立ち入り調査)

実施料納付実績がない企業等への立入調査の必要性は認識しているところですが、特許を含む知的財産権に関する専門知識を有する人材不足から"立入調査"としての体制は構築できませんでした。一方で発明者レベルで実施先企業との相談等の接触は継続しており、特許のPRなど特許実施に向けて協力しています。また平成24年度は、MOBIO知財サポートチーム(専門家派遣制度)と連携し、企業への特許活用アドバイスを行いました。

企業への知財面での支援・調査の体制を整えるため、平成24年度に二級知的財産管理技能士の特許専門知識を有する職員を養成しました。平成25年度以降、各発明者の見解を参考に実施料の納付実績がない企業の中で、技術的に実施の可能性がある企業をピックアップし、当所の現地相談制度に基づいて、発明者及び知財担当者のチームで、特許等の実施状況の確認と事業計画上の課題解決や技術面での指導・助言を目的として立入調査を実施します。

(修繕工事における検査の取扱いについて)

監査対象機関名	大阪府住宅供給公社
THE TEN 13 23 11 20 11 11	

監査実施年月日 平成24年10月15日から同月17日まで

監査の結果

大阪府住宅供給公社が実施する1件当たり10万円超の一般修繕等工事については、小規模修繕工事等検査事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)によれば、原則、現場での検査を行うこととなっているが、写真のみによる検査が実施されている事案があった。

現場での検査が必要となる工事案件を明確にするため、取扱要領の記載について検討されたい。

措置の状況

(修繕工事における検査の取扱いについて)

「小規模修繕工事等検査事務取扱要領」を平成25年3月1日付けで改正し、検査を「写真、成果品による検査」と「現場検査」に区分するとともに、「現場検査」の要件を具体的に列挙し明確化しました。なお、当該改正内容を担当職員に周知しました。

(預かり保証金残高の内容確認について)

監査対象機関名 大阪府住宅供給公社

監査実施年月日	平成22年11月29日から平成23年1月14日まで	
	監査の結果	措置の状況
する際、入居者等へ適切 点や、処理漏れやミスを 残高の内訳データの内容	容確認については、預り保証金を精算 別に返還されているかの不正防止の観 を適時に発見する観点から、定期的に 容(団地・部屋番号、氏名、発生月日) を検証する手続が必要であるため、事 い。	預り保証金残高の内容確認について、決算時に団地ごとの残高を収納管理課と経営企画課(旧経理課)で照合し、不一致の場合のみ住戸・区画ごとの残高の確認を行っていましたが、平成23年度より決算時に全ての団地について、住戸・区画ごとに残高確認を行うこととし、また、金額の変更や入退去の生じた住戸については随時チェックを行うように見直しました。 平成24年度は、平成23年度と同様の残高確認を決算時だけでなく期中にも行うように見直しました。 また、収納管理課と経営企画課との間の預り保証金の取扱いについて差異があったため、残高確認作業に支障をきたしていましたが、この差異を除去すべく、住宅総合管理システムを平成25年3月に改修しました。 その結果、取扱いの差異が除去されたこと、また収納管理課のシステムと経営企画課のシステムとの間で預かり保証金残高が整合していることを平成25年4月に確認しました。